第１編　総説

第１章　「会社」とは？

1　「会社」の意義

会社：「営利性」「社団性」「法人性」を備えた営利社団法人

「お金儲けは会社の本質」　*「みんなの出資で成り立つ会社」*

2　法人性

会社法３条（法人格）
会社は，法人とする。

1.　「法人」の意義

法人：自然人以外で権利能力を有するもの

法人格が認められることにより，会社自身が権利を有し義務を負うことになり，会社が取引の主体となるため，権利義務の帰属が簡単に処理されることになる。*「法律上は立派な人」*

2.　法人格否認の法理

(1) 意義

独立の法人格を有している会社において，その形式的独立性を貫くことが正義公平に反すると認められる場合に，特定の事案の解決のために一定の法律関係について会社の独立性を否定して，会社とその背後にある社員とを同一視する法理をいう。法人格否認の法理を認めることを明言した会社法上の規定はないが，判例(最判昭44.2.27)によって認められている。

(2) 趣旨

例えば，「法人が責任を負うから，私は責任を負いません。」と言って逃げようとしている社員に責任を取らせ，債権者を保護しようということである。

(3) 要件

法人格は，社会的に存在する団体の価値を評価して立法政策的に付与されるものである。つまり，団体を権利主体と認めるに値すると評価できるときに，政策的に法人格が付与されるのである。従って，以下のような場合には，法人格の本来の目的に照らして，法人格を否認することが要請される。

①法律の適用を回避するために法人格が濫用されているような場合

ex. 強制執行を免れるためや財産隠匿のために新会社を設立した。

②法人格が全くの形骸にすぎない場合

ex1. 親会社が子会社を現実的に支配し，親会社・子会社間の会計区別が欠如している。

ex2. 会社と社員（株主等）の財産の区別がついていない。

(4) 法人格否認の法理の適用範囲

法人格否認の法理は一般条項的な性格を有するものであるから，法的安定性のためには，制限的・補充的に適用すべきであるとされている。

つまり，他の法理の解釈等により妥当な結論を導くことが可能な場合は，それらによる解決を試みるべきであり，それでも妥当な結論を導くことができない場合に最後の手段として同法理が適用されるのである。判例も，法人格否認の法理の適用は慎重にされるべきであるとしている（最判昭49.9.26）。

第２章　商業登記

会社法９０７条（通則）
この法律の規定により登記すべき事項（第 938 条第 3 項の保全処分の登記に係る事項を除く。）は，当事者の申請又は裁判所書記官の嘱託により，商業登記法の定めるところに従い，商業登記簿にこれを登記する。

会社法９０９条（変更の登記及び消滅の登記）
この法律の規定により登記した事項に変更が生じ，又はその事項が消滅したときは，当事者は，遅滞なく，変更の登記又は消滅の登記をしなければならない。

商登法１４条（当事者申請主義）
登記は，法令に別段の定めがある場合を除くほか，当事者の申請又は官庁の嘱託がなければ，することができない。

第１節　実体法上の手続等

1　通則

会社法により登記すべき事項は，以下の場合に，商業登記簿に登記する。

1. **原則（当事者申請主義。商登法 14 条）**
   ①当事者の申請
   ②裁判所書記官の嘱託
2. **例外**
   登記官の職権による登記

※登記した事項に変更が生じ，又はその事項が消滅したときは，当事者は，遅滞なく，変更の登記又は消滅の登記をしなければならない（会社法909条）。つまり，商業登記には，登記義務がある。

2　登記の効力

（設例）
株式会社A商事は，その支配人Bを解任したが，その旨の登記をする前に，BはA商事を代理して，解任の事実を知っているCと売買契約を締結した。A商事は，Cに対して，「Bの行為は無権代理であるから，売買契約の効果はA商事には及ばない」という旨の主張をすることができるか？

支配人：特定の営業所における営業のために選任され，その営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する商業使用人。ex. 銀行の支店長

会社法９０８条（登記の効力）

１　この法律の規定により登記すべき事項は，登記の後でなければ，これをもって善意の第三者に対抗することができない。登記の後であっても，第三者が正当な事由によってその登記があることを知らなかったときは，同様とする。

1.　登記前の効力（消極的公示力）

会社法の規定により登記すべき事項は，登記の後でなければ，善意の第三者に対抗することができない（会社法908条1項前段）。

ex1. 会社が支配人を解任したとしても，これを登記（会社法918条）しなければ，善意の第三者に対抗できない。その結果，支配人を解任しても，その旨の登記がなければ，善意の第三者に対して無権代理（民法113条1項）の主張をすることができない。

ex2. 株主総会における取締役の選任の決議を無効とする判決が確定した場合であっても，当該取締役の選任の登記を抹消する登記がされなければ，取締役の選任の決議が無効である事実を善意の第三者に対抗することができない。

もっとも，登記がない場合でも，会社は，悪意の第三者には対抗することができる。

【商業登記の趣旨】

商業登記の趣旨は，「取引の安全」（商登法１条）です。商業登記法１条に，以下のように規定されています。

商登法１条（目的）

この法律は，商法，会社法その他の法律の規定により登記すべき事項を公示するための登記に関する制度について定めることにより，商号，会社等に係る信用の維持を図り，かつ，取引の安全と円滑に資することを目的とする。

たとえば，商業登記は，取引先や融資を検討している銀行が，「問題のない会社なのか」ということを確認するために使うことがあります。

※取引の相手方からの主張

代表取締役の選任がされているにもかかわらず，その登記がない場合でも，取引の相手方から代表取締役の選任を株式会社に主張することはできる（大判明41. 10. 12）。これは，取引の相手方保護の規定だからである。

2. 登記後の効力（積極的公示力）

登記の後は，善意の第三者に対しても登記すべき事項を対抗することができる（会社法908条1項前段）。

ex. 会社が支配人を解任した場合，その旨を登記（会社法918条）した後は，第三者がたとえ解任の事実を知らなくても，解任された支配人の代理行為について，会社は無権代理（民法113条1項）の主張をすることができる。

もっとも，登記の後であっても，第三者が正当な事由によってその登記があることを知らなかったときは，登記すべき事項を第三者に対抗することができない（会社法908条1項後段）。正当な事由とは，例えば，交通の途絶等により商業登記簿の調査ができない，又は，登記簿の滅失・汚損等により調査をしても登記事項を知ることができないような事由をいう。

3 不実登記の効力

（設例）

株式会社A商事は，取締役Bを代表取締役に選定した事実がないにもかかわらず，Bが代表取締役に就任した旨を登記し，その後，BはA商事を代表して，A商事所有の土地をBが代表取締役に選定されていないことを知っているCに売却した。A商事は，Cに対して，当該土地取引について無権代理を主張することができるか？

会社法９０８条（登記の効力）

２　故意又は過失によって不実の事項を登記した者は，その事項が不実であることをもって善意の第三者に対抗することができない。

1. 意義

故意又は過失によって不実の事項を登記した者は，その事項が不実であることを善意の第三者に対抗することができない（会社法908条2項）。

ex. 支配人に選任していないにもかかわらず，会社が故意又は過失により選任の登記をしたときは，その者が会社を代理してした行為について，善意の第三者に対しその責任を負わなければならない。

もっとも，会社は，悪意の第三者には対抗することができる。

2. 趣旨

不実の登記を信頼した第三者を保護するための規定である。

第２節　商業登記　総論

1　登記申請の方式

1.　書面申請主義

商業登記の申請方法には，以下のものがある。

①書面申請（商登法 17 条 1 項）※郵送による申請も可能である

登記事項をＣＤ－Ｒ等に記録して申請することも可能である（商登法 17 条 4 項，商登規 35 条の 2 第 1 項 1 号）。

②電子申請（いわゆる，オンライン申請。商登規 101 条 1 項 1 号）

③いわゆる，半ライン申請（商登規 102 条 2 項ただし書）

申請情報はオンラインで送信し，添付書面は書面を提出又は郵送する方法による方法。

登記の申請は，書面でするのが原則とされている（商登法17条1項）。

2.　申請書の記載事項（商登法 17 条 2 項）――申請書の見本

株式会社変更登記申請書

1　商号　A株式会社
1　本店　東京都新宿区高田馬場四丁目 3 番 6 号
1　登記の事由　　目的の変更……③
1　○○大臣の許可書到達年月日
　　平成 30 年 4 月 1 日……⑤
1　登記すべき事項
　　平成 30 年 4 月 1 日変更
　　目的　1　○○の売買
　　2　○○の製造販売
　　3　前各号に付帯する一切の事業……④
1　登録免許税　　金 3 万円……⑥
1　添付書面　　株主総会議事録　1 通
　　株主の氏名又は名称，住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）　1 通
　　○○大臣の許可書　1 通
　　委任状　1 通
上記のとおり登記の申請をする
　平成 30 年 4 月 2 日……⑦
　　東京都新宿区高田馬場四丁目 3 番 6 号
　　申請人　A株式会社……①
　　愛知県名古屋市中村区名駅四丁目 26 番 22 号
　　代表取締役　甲川乙夫……①
　　東京都新宿区高田馬場一丁目 1 番 1 号
　　上記代理人　法務太郎　印…②
　　連絡先の電話番号　○○－○○○○－○○○○
東京法務局新宿出張所御中……⑧

【「登記の事由」「登記すべき事項」「添付書面」の意味】

「登記の事由」「登記すべき事項」「添付書面」は，以下のような意味で申請書に記載します。

・登記の事由：「こういうことがあったから」

・登記すべき事項：「こう登記事項が変わったんです」（これが登記されます）

・添付書面：「登記すべき事項が変わったのは本当ですよ～」と登記所（法務局）にいる登記官に伝える

①申請人の氏名及び住所，申請人が会社であるときは，その商号及び本店並びに代表者の氏名又は名称及び住所(当該代表者が法人である場合にあっては，その職務を行うべき者の氏名及び住所を含む)

②代理人によって申請するときは，その氏名及び住所

③登記の事由

④登記すべき事項

（注）登記事項が多い場合には，正確かつ迅速な登記手続の実現のために，ＣＤ－Ｒ等を利用する。

⑤登記すべき事項につき官庁の許可を要するときは，許可書の到達した年月日

⑥登録免許税の額及びこれにつき課税標準の金額があるときは，その金額

※内訳の記載

記述の試験では，登録免許税の内訳が問われることがある。内訳とは，以下のような事項である。

ex. 資本金増加分　金７万円
　　役員等変更分　金１万円
　　登記事項変更分　金３万円
　　支配人の代理権消滅分　金３万円
　　支店移転分　金３万円
　　取締役会設置会社に関する変更分　金３万円

⑦申請年月日

⑧登記所の表示

申請書には，上記の事項を記載し，申請人又はその代表者（当該代表者が法人である場合にあっては，その職務を行うべき者）若しくは代理人が記名押印しなければならない。

・(本人申請）申請人又はその代表者が申請書に記名押印する

・(代理人申請）代理人が申請書に記名押印する（申請人又はその代表者は委任状に記名押印する）

2 株式会社の登記事項

株式会社の設立の登記においては，次に掲げる事項を登記しなければならない（会社法 911 条 3 項）。

登記事項	
①目的	
②商号	
③本店及び支店の所在場所	
④株式会社の存続期間又は解散の事由についての定款の定めがあるときは，その定め	
⑤資本金の額	
⑥発行可能株式総数	
⑦発行する株式の内容（種類株式発行会社にあっては，発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容）	
⑧単元株式数についての定款の定めがあるときは，その単元株式数	
⑨発行済株式の総数並びにその種類及び種類ごとの数	
⑩株券発行会社であるときは，その旨	
⑪株主名簿管理人を置いたときは，その氏名又は名称及び住所並びに営業所	
⑫新株予約権を発行したときは，次に掲げる事項	
イ	新株予約権の数
ロ	第 236 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項 ・当該新株予約権の目的である株式の数（種類株式発行会社にあっては，株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法 ・当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 ・金銭以外の財産を当該新株予約権の行使に際してする出資の目的とするときは，その旨並びに当該財産の内容及び価額 ・当該新株予約権を行使することができる期間
ハ	ロに掲げる事項のほか，新株予約権の行使の条件を定めたときは，その条件
ニ	・取得条項付新株予約権であるときは，第 236 条第 1 項第 7 号に掲げる事項 ・当該新株予約権と引換えに金銭の払込みを要するとするときは，払込金額 ・当該新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないとするときは，その旨
⑬取締役（監査等委員会設置会社の取締役を除く。）の氏名	
⑭代表取締役の氏名及び住所（指名委員会等設置会社である場合を除く。）	
⑮取締役会設置会社であるときは，その旨	

⑯会計参与設置会社であるときは，その旨並びに会計参与の氏名又は名称及び書類等備置場所	
⑰監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）であるときは，その旨及び次に掲げる事項	
イ	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社であるときは，その旨
ロ	監査役の氏名
⑱監査役会設置会社であるときは，その旨及び監査役のうち社外監査役であるものについて社外監査役である旨	
⑲会計監査人設置会社であるときは，その旨及び会計監査人の氏名又は名称	
⑳会計監査人が欠けた場合等において，監査役により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者を置いたときは，その氏名又は名称	
㉑第 373 条第 1 項の規定による特別取締役による議決の定めがあるときは，次に掲げる事項	
イ	第 373 条第 1 項の規定による特別取締役による議決の定めがある旨
ロ	特別取締役の氏名
ハ	取締役のうち社外取締役であるものについて，社外取締役である旨
㉒監査等委員会設置会社であるときは，その旨及び次に掲げる事項	
イ	監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役の氏名
ロ	取締役のうち社外取締役であるものについて，社外取締役である旨
ハ	第 399 条の 13 第 6 項の規定による重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがあるときは，その旨
㉓指名委員会等設置会社であるときは，その旨及び次に掲げる事項	
イ	取締役のうち社外取締役であるものについて，社外取締役である旨
ロ	各委員会の委員及び執行役の氏名
ハ	代表執行役の氏名及び住所
㉔第 426 条第 1 項の規定による取締役，会計参与，監査役，執行役又は会計監査人の責任の免除についての定款の定めがあるときは，その定め	
㉕第 427 条第 1 項の規定による非業務執行取締役等が負う責任の限度に関する契約の締結についての定款の定めがあるときは，その定め	
㉖貸借対照表の内容である情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることとするときは，貸借対照表の内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であって法務省令で定めるもの	
㉗第 939 条第 1 項の規定による公告方法についての定款の定めがあるときは，その定め	

㉘前号の定款の定めが電子公告を公告方法とする旨のものであるときは，次に掲げる事項	
イ	電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であって法務省令で定めるもの
ロ	電子公告による公告をすることができない場合の公告方法についての定款の定めがあるときは，その定め
㉙公告方法についての定款の定めがないときは，第 939 条第 4 項の規定により官報に掲載する方法を公告方法とする旨	

3 登記期間の原則

（設例）

株式会社A商事は，平成 30 年 6 月 28 日の株主総会において，商号を変更する決議をし，当該決議は有効に成立した。A商事は，いつまでに商号変更の登記を申請すべきか？

会社法９１５条（変更の登記）

1　会社において第911 条第３項各号（設立登記の登記事項）又は前三条各号（持分会社の登記事項）に掲げる事項に変更が生じたときは，２週間以内に，その本店の所在地において，変更の登記をしなければならない。

登記期間とは，登記すべき事項が生じた場合に登記の申請をしなければならない期間をいい，会社法により法定されていることが多い（会社法 911 条，915 条）。

この期間を徒過した場合であっても登記申請自体は受理されるが，期間を徒過したことについて故意又は過失があるときには，会社の代表者は過料に処される（会社法 976 条 1 号）。

4 申請人

1. 原則

会社の登記は，その会社を代表する者が，会社を代表して申請する（昭39. 3. 28 民甲837）。よって，株式会社の場合には代表取締役又は代表執行役（指名委員会等設置会社の場合）等が，持分会社の場合には代表社員等が，会社の登記を申請する。

2. 例外

（設例）

発起人Aは「A株式会社」を商号とする株式会社を設立しようと思い，登記所に株式会社の設立の登記の申請をしようとしたが，設立しようとする所在場所には，既に「A株式会社」という商号の登記がなされていた。しかし，Aが調査したところ，当該商号はここ２年以上使われたことがなく，登記上の所在場所においてその存在はなかった。この場合，Aが株式会社の設立の登記を申請できるようにするために，自ら採りうべき方法はあるか？

商登法３３条（商号の登記の抹消）

1　次の各号に掲げる場合において，当該商号の登記をした者が当該各号に定める登記をしないときは，当該商号の登記に係る営業所（会社にあつては，本店。以下この条において同じ。）の所在場所において同一の商号を使用しようとする者は，登記所に対し，当該商号の登記の抹消を申請することができる。

一　登記した商号を廃止したとき　当該商号の廃止の登記

二　商号の登記をした者が正当な事由なく２年間当該商号を使用しないとき　当該商号の廃止の登記

三　登記した商号を変更したとき　当該商号の変更の登記

四　商号の登記に係る営業所を移転したとき　当該営業所の移転の登記

⑴ 意義・趣旨

商号の廃止・変更があった場合，その使用者は遅滞なくその旨の登記を申請すべきであるが（商登法29条2項），商人には，登記期間の定めも申請しない場合の制裁もないため，同一の商号を使用しようとする者が不利益を被ることがある。そこで，このような場合には，当該商号の登記に係る営業所の所在場所で同一の商号を使用しようとする者に当該登記の抹消等を申請することを認めた（商登法33条）。また，会社の商号についても同様に，商業登記法33条による抹消の請求が認められる（昭37. 11. 19民甲3316）。

ex.「甲野商事株式会社」という商号の株式会社が登記されているが，実際には，当該株式会社が商号を変更している場合には，同一の所在場所に「甲野商事株式会社」という商号の株式会社の設立登記を申請しようとする者（設立中の会社）は，甲野商事株式会社の商号の抹消の登記を申請することができる（商登法33条1項3号）。

⑵ 添付書面

商号の登記の抹消の添付書面は，同一の商号を使用しようとする者であることを証する書面（ex. 商号変更を決議した株主総会議事録，当該株主総会における株主リスト及び本店の所在場所を証明する登記事項証明書）と委任状（代

理人申請による場合）である。

⑶ 破産手続開始の決定を受けその旨の登記がされている場合

設立しようとする株式会社と本店の所在場所が同一であり，かつ，同一の商号の登記がされている株式会社がある場合に，当該株式会社が裁判所による破産手続開始の決定を受け，かつ，その旨の登記がされているときであっても，当該設立しようとする株式会社の設立の登記の申請をすることはできない。

破産会社も，破産手続が終了するまで法人格を有するからである（破産法35条）。

5 登録免許税

1. 総説

登記等を受ける者は，登録免許税法の定めるところにより，登録免許税を納める義務がある（登免法３条）。定められた登録免許税を納付せずにした登記の申請は却下される（商登法 24 条 16 号）。

以下のように，登記の種類に応じて登録免許税が規定されている。

【主なもの】

⑴ 会社又は一般社団法人若しくは一般財団法人（以下「一般社団法人等」という。）につきその本店又は主たる事務所の所在地においてする登記（⑶に掲げる登記を除く。）

登記	課税標準	税率・税額
イ　株式会社の設立の登記（ホ及びトに掲げる登記を除く。）	資本金の額	1000 分の 7
	（これによって計算した税額が 15 万円に満たないときは，申請件数１件につき 15 万円）	
ロ　合名会社若しくは合資会社又は一般社団法人等の設立の登記	申請件数	１件につき６万円
ハ　合同会社の設立の登記（ホ及びトの登記に該当するものを除く。）	資本金の額	1000 分の 7
	（これによって計算した税額が６万円に満たないときは，申請件数１件につき６万円）	
ニ　株式会社又は合同会社の資本金の増加の登記（ヘ及びチの登記に掲げる登記を除く。）	増加した資本金の額	1000 分の 7
	（これによって計算した税額が３万円に満たないときは，申請件数１件につき３万円）	
ホ　新設合併又は組織変更若しくは種類の変更による株式会社又は合同会社の設立の登記	資本金の額	1000 分の 1.5（新設合併により消滅した会社又は組織変更若しくは種類の変更をした会社の当該新設合併又は組織変更若しくは種類の変更の直前における資本金の額として財務省令で定めるものを超える資本金の額に対応する部分については，1000 分の 7）

	（これによって計算した税額が3万円に満たないときは，申請件数1件につき3万円）	
ヘ　吸収合併による株式会社又は合同会社の資本金の増加の登記	増加した資本金の額	1000 分の 1.5（吸収合併により消滅した会社の当該吸収合併の直前における資本金の額として財務省令で定めるものを超える資本金の額に対応する部分については，1000 分の 7）
	（これによって計算した税額が3万円に満たないときは，申請件数1件につき3万円）	
ト　新設分割による株式会社又は合同会社の設立の登記	資本金の額	1000 分の 7
	（これによって計算した税額が3万円に満たないときは，申請件数1件につき3万円）	
チ　吸収分割による株式会社又は合同会社の資本金の増加の登記	増加した資本金の額	1000 分の 7
	（これによって計算した税額が3万円に満たないときは，申請件数1件につき3万円）	
ヌ　新株予約権の発行による変更の登記	申請件数	1件につき9万円
ル　支店又は従たる事務所の設置の登記	支店又は従たる事務所の数	1箇所につき6万円
ヲ　本店若しくは主たる事務所又は支店若しくは従たる事務所の移転の登記	本店若しくは主たる事務所又は支店若しくは従たる事務所の数	1箇所につき3万円
ワ　取締役会，監査役会，監査等委員会若しくは指名委員会等又は理事会に関する事項の変更の登記	申請件数	1件につき3万円
カ　取締役，代表取締役若しくは特別取締役，会計参与，監査役，会計監査人，指名委員会等の委員，執行役若しくは代表執行役若しくは社員又は理事，監事，代表理事若しくは評議員に関する事項の変更（会社又は一般社団法人等の代表に関する事項の変更を含む。）の登記	申請件数	1件につき3万円（資本金の額が1億円以下の会社又は一般社団法人等については，1万円） ※登記申請日ではなく，役員等の変更日に資本金の額が1億円以下か1億円を超えているかで税額が決まる。
ヨ　支配人の選任の登記又はその代理権の消滅の登記	申請件数	1件につき3万円

タ　取締役，代表取締役若しくは特別取締役，会計参与，監査役若しくは指名委員会等の委員，執行役若しくは代表執行役の職務執行の停止若しくは職務代行者の選任，社員の業務執行権の消滅，職務執行の停止若しくは職務代行者の選任又は理事，監事，代表理事若しくは評議員の職務執行の停止若しくは職務代行者の選任の登記	申請件数	1 件につき 3 万円
レ　会社又は一般社団法人等の解散の登記	申請件数	1 件につき 3 万円
ソ　会社若しくは一般社団法人等の継続の登記，合併を無効とする判決が確定した場合における合併により消滅した会社若しくは一般社団法人等の回復の登記又は会社若しくは一般社団法人等の設立の無効若しくはその設立の取消しの登記	申請件数	1 件につき 3 万円
ツ　登記事項の変更，消滅又は廃止の登記（これらの登記のうちイからソまでに掲げるものを除く。）	申請件数	1 件につき 3 万円
ネ　登記の更正の登記	申請件数	1 件につき 2 万円
ナ　登記の抹消	申請件数	1 件につき 2 万円

⑵ 会社又は一般社団法人等につきその支店又は従たる事務所の所在地においてする登記（⑶に掲げる登記を除く。）

登記	課税標準	税率・税額
イ　⑴イからツまでに掲げる登記	申請件数	1 件につき 9000 円（申請に係る登記が，⑴カに掲げる登記に該当するもののみであり，かつ，資本金の額が 1 億円以下の会社又は一般社団法人等の申請に係るものである場合には，6000 円）
ロ　登記の更正の登記又は登記の抹消	申請件数	1 件につき 6000 円

⑶ 会社又は一般社団法人等につきその本店若しくは主たる事務所又は支店若しくは従たる事務所の所在地においてする清算に係る登記

登記	課税標準	税率・税額
イ　清算人又は代表清算人の登記	申請件数	1 件につき 9000 円
ロ　清算人若しくは代表清算人の職務執行の停止若しくはその取消し若しくは変更又は清算人若しくは代表清算人の職務代行者の選任，解任若しくは変更の登記	申請件数	1 件につき 6000 円

ハ　清算の結了の登記	申請件数	1 件につき 2000 円
ニ　登記事項の変更，消滅若しくは廃止の登記（これらの登記のうちロに掲げるものを除く。），登記の更正の登記又は登記の抹消	申請件数	1 件につき 6000 円

【登録免許税の税率・税額の思い出し方】

①登免法別表 1.24.（1）ツが圧倒的に多いので，ツ以外を思い出せるようにしてください。

②株関連の登記は，増資を除き，ほとんど「ツ」です。

商業登記法では実務上，同一の申請書で 2 以上の登記事項を申請すること（一括申請）が原則として認められているところ，一括申請した登記事項が登録免許税法別表 1 の 24 に掲げる登記の同じ区分に属し，課税標準が申請件数である場合には，これらをまとめて 1 件分として登録免許税の計算をすることができるとされている（昭 29. 4. 24 民甲 866）。

※計算の具体例

ex. 1 コンピューターソフトウェアの開発及び販売を目的とする株式会社Ａが，商号を株式会社Ｂとし，目的にインターネットのプロバイダー業を追加する定款変更をした場合における登記申請の際の登録免許税の額

⇒商号変更・目的変更（(1)ツ）　合計 3 万円

ex. 2 非取締役会設置会社である株式会社Ａが，取締役会設置会社の定めを設定する旨の定款変更を行い，同日，従前の代表取締役とは異なる者を代表取締役に選定し，さらに監査役を変更した場合における登記申請の際の登録免許税の額

⇒代表取締役の変更・監査役の変更（(1)カ）

取締役会設置会社の定め設定（(1)ワ）　合計 4 万円又は 6 万円

2.　端数処理

(1) 課税価格

課税価格に 1000 円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てる（国税通則法 118 条 1 項）。

(2) 登録免許税

登録免許税額に 100 円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てる（国税通則法 119 条 1 項）。

6 添付書面の通則

（設例）

(1) 取締役会設置会社である株式会社A商事は，適法に株式の消却を行い，代表取締役Aはその登記の申請を司法書士Bに委任した。この場合に，登記の申請書に添付しなければならない書面は何か？

(2) 株式会社A商事は，株主総会の普通決議により，取締役Bを解任した。この場合の取締役の変更の登記申請において，Bの選任が累積投票の手続によっていないことを証する書面を添付する必要があるか？

商登法１８条（申請書の添付書面）

代理人によって登記を申請するには，申請書（前条第４項に規定する電磁的記録を含む。以下同じ。）にその権限を証する書面を添付しなければならない。

商登法４６条（添付書面の通則）

１　登記すべき事項につき株主全員若しくは種類株主全員の同意又はある取締役若しくは清算人の一致を要するときは，申請書にその同意又は一致があったことを証する書面を添付しなければならない。

２　登記すべき事項につき株主総会若しくは種類株主総会，取締役会又は清算人会の決議を要するときは，申請書にその議事録を添付しなければならない。

３　登記すべき事項につき会社法第３１９条第１項（同法第３２５条において準用する場合を含む。）又は第３７０条（同法第４９０条第5項において準用する場合を含む。）の規定により株主総会若しくは種類株主総会，取締役会又は清算人会の決議があつたものとみなされる場合には，申請書に，前項の議事録に代えて，当該場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。

４　監査等委員会設置会社における登記すべき事項につき，会社法第 399 条の 13 第５項又は第 6 項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定があつたときは，申請書に，当該取締役会の議事録のほか，当該決定があつたことを証する書面を添付しなければならない。

５　指名委員会等設置会社における登記すべき事項につき，会社法第４１６条第４項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたときは，申請書に，当該取締役会の議事録のほか，当該決定があつたことを証する書面を添付しなければならない。

1. 設例(1)について

株式の消却とは，株式会社が発行した株式を失効させることである。会社法は，この決定を，取締役会設置会社においては取締役会の決議によらなければならないと規定し（会社法 178 条 2 項），非取締役会設置会社においては取締役の過半数の一致によらなければならないと規定している（会社法 348 条 2 項）。よって，取締役会設置会社である上記設例(1)においては，取締役会議事録を添付しなければならない（商登法 46 条 2 項）。

また，代理人により登記をする場合，委任状の添付を要する（商登法 18 条）。

考え方

商業登記は，会社等に関する一定の事項を登記記録に記録し，公示する制度であるが，そのためにはまず，以下の事項を証明するため，一定の書面を添付することが要求されている（商登法 18 条，46 条，商登規 61 条等）。

①登記の申請が権限を有する者によってなされること

②申請の内容が事実と符合すること

登記事項の変更は，主に株主総会の決議，取締役会の決議，取締役の決定（取締役の過半数の一致）等によって発生する。

上記設例(1)は，商業登記で一般的に要求される添付書面の典型例である。

2. 設例(2)について

株主総会における取締役の解任の決議要件は，その取締役が累積投票によって選任された者であるか否かにより異なる。すなわち，原則としては，株主総会の普通決議によることができるが（会社法 339 条 1 項，341 条），その取締役が累積投票によって選任された者であるときは，特別決議が必要となる（会社法 342 条 6 項，309 条 2 項 7 号）。よって，上記設例(2)においては，前者の場合には普通決議の要件を満たす株主総会議事録，後者の場合には特別決議の要件を満たす株主総会議事録の添付を要する（商登法 46 条 2 項）。

また，代理人により登記をする場合，委任状の添付を要する（商登法 18 条）。

考え方

解任された取締役が，累積投票によって選任された者であるか否かは登記記録の記載からは判明しない。ただし，取締役の解任による変更の登記が，株主総会の普通決議により解任した旨の株主総会議事録を添付して申請されたときでも，その者が累積投票で選任された者でないことを証する書面の添付は要求されていない（他の添付書面から累積投票によって選任された者であることが判明しない限り，申請は受理される）。

つまり，商業登記においては，ある事項が存在しないことの証明をすることまでは要求されていないわけである。

【商業登記の添付書面の基本的な考え方】

プラス要素があることの証明は必要ですが，マイナス要素がないことの証明は不要です。

→ プラスを積み上げていく発想

ただし，登記記録から確認できるマイナス要素がある場合は登記できません。

ex. 取締役会がないのに，監査役会を設置することはできません。

※商業登記において必要とされる添付書面の例

・委任状（商登法 18 条）

代理人によって登記を申請する場合。

・株主総会議事録（商登法 46 条 2 項）

会社法において，個別に「株主総会の決議によらなければならない」等と規定されている。

・取締役会議事録（商登法 46 条 2 項）

会社法において，個別に「取締役会の決議によらなければならない」等と規定されている。

・定款又は裁判所の許可書（商登規 61 条 1 項）

定款の定め又は裁判所の許可がなければ登記事項について無効・取消しの原因が存在することとなる登記について，添付しなければならない。

7 原本還付

1. 意義

登記の申請人は，申請書に添付した書類の還付を請求することができる（商登規 49 条 1 項）。

2. 原本還付できる添付書面

オンライン申請による場合を除き，原本還付できない添付書面はない（商登規 49 条参照）。印鑑届書に添付した印鑑証明書も原本還付できる（平 11.2.24 民 4.379）。

3. 原本還付の方法

書類の還付を請求するには，登記の申請書に当該書類と相違がない旨を記載した謄本（原本のコピー）を添付する必要がある（商登規 49 条 2 項）。

代理人によって原本の還付を請求するためには登記申請に関する権限に加えて，原本還付請求に関し，特別の授権を要する（商登規 49 条 4 項）。

cf. 不動産登記では，特別の授権は不要である。

8 印鑑

商登法２０条（印鑑の提出）

1 登記の申請書に押印すべき者は，あらかじめ，その印鑑を登記所に提出しなければならない。改印したときも，同様とする。

2 前項の規定は，委任による代理人によって登記の申請をする場合には，委任をした者又はその代表者について適用する。

3 前二項の規定は，会社の支店の所在地においてする登記の申請については，適用しない。

1. 印鑑の提出

(1) 総説

登記の申請書又は委任状に押印すべき者は，あらかじめ，その印鑑を登記所に提出しなければならない（商登法20条1項，2項）。

「登記の申請書又は委任状に押印すべき者」とは，例えば，商号の登記において申請書に押印すべき者とは商人であり，また，会社の場合は，会社を代表して登記の申請をすべき者，すなわち，会社の代表者のことである。

また，印鑑を提出する時期について「あらかじめ」とあるが，登記申請と同時と解してよいものとされている。通常は設立登記の申請と同時に提出する。

※オンライン申請による場合

オンライン申請により設立登記をする場合にも，印鑑の提出は必要である。

※支店所在地における登記の場合

会社の支店所在地における登記申請においては，印鑑の提出が不要とされている（商登法 20 条 3 項）。なぜなら，会社の支店所在地における登記申請においては，本店所在地においてした登記を証する書面（登記事項証明書）の添付が必要とされているので（商登法 48 条 1 項，95 条，111 条，118 条），登記の真実性が確保されているからである。

【本店所在地の登記と支店所在地の登記の関係】

商業登記においては，本店所在地の申請を厳格に審査し，支店所在地の申請はほとんど審査が行われません。「本店所在地の申請を厳格に審査することで真正が担保されている。支店所在地においては，それを基に登記する」という考え方によります。

ただし，支店所在地における登記申請においても，本人申請の場合は代表取締役が，代理人申請の場合は代理人が，申請書に押印する必要はある（認印で構わない）。さすがに何も押印がないわけにはいかない。

(2) 印鑑を提出しなければならない者と印鑑を提出することができる者

商業登記法 12 条は，以下の①及び②から⑥まででその印鑑を登記所に提出した者は，手数料を納付して，その印鑑の証明書の交付を請求することができるとして，印鑑証明書の交付請求をすることができる者を定めている。このことから，①（印鑑を「提出しなければならない」者）を除く②から⑥までは，印鑑を提出すれば印鑑証明書の交付の請求をすることができる者，すなわち，印鑑を「提出することができる者」であることとなる。

①商登法 20 条の規定により印鑑を登記所に提出した者

ex. 株式会社の代表取締役・代表執行役，代表清算人，外国会社の日本における代表者，商人

※任期満了後

任期が満了した後に退任の登記が未了である代表取締役も，登記所に印鑑を提出していれば印鑑証明書の交付を受けることができる（登研166P. 54)。

※存続期間満了後

登記記録上存続期間が満了している株式会社の代表取締役は，印鑑証明書の交付を受けることができない（昭 40. 3. 16 民甲 581)。存続期間が満了しており，代表取締役でないことが明らかだからである。

※職務執行停止

代表取締役の職務執行が停止され職務代行者が選任されている場合，職務代行者は，登記所に印鑑を提出して印鑑証明書の交付を受けることができる（昭 40. 3. 16 民甲 581)。職務代行者が職務を行う上で必要となることもあるからである。

それに対して，職務の執行を停止されている代表取締役は，印鑑証明書の交付を受けることはできない（昭 40. 3. 16 民甲 581）。

なお，代表取締役の職務執行停止及び職務代行者の選任の登記がなされた後に選定された代表取締役（昭 47. 3. 28 民甲 1335）は，印鑑証明書の交付を受けることができる（商登法 20 条 1 項，12 条 1 項)。

②支配人

③破産法の規定により会社につき選任された破産管財人若しくは保全管理人

「保全管理人」とは，破産手続開始決定がされ破産管財人が選任される前に，財産の管理等を行う者である（下記④⑤の「保全管理人」も同趣旨)。

※なお，当該株式会社の破産手続開始決定当時の代表取締役についても，破産手続開始の登記がある旨を付記した上，印鑑証明書の交付を受けることができる（平 23. 4. 1 民商 816)。破産手続開始の決定当時の代表者は，破産手続開始によりその地位を当然には失わず，会社の組織に係る行為等についてはその権限を行使することができるからである（最判平 21. 4. 17 参照)。

④民事再生法の規定により会社につき選任された管財人若しくは保全管理人

※なお，再生手続開始の決定（民事再生法 21 条，33 条，11 条 1 項参照）がされた株式会社の代表取締役は，印鑑証明書の交付を受けることができる（平 12. 3. 31 民 4. 802)。

⑤会社更生法の規定により選任された管財人若しくは保全管理人

※なお，会社について会社更生法による更生手続が開始された場合，代表取締役等の会社の代表者の登記事項に関する証明書にはその旨の付記がされるが（昭 42. 1. 31 民甲 244)，当該株式会社の代表取締役は，印鑑証明書の交付を受けることができる。

⑥外国倒産処理手続の承認援助に関する法律の規定により会社につき選任された承認管財人若しくは保全管理人

(3) 趣旨

登記事項に変更が生じたとき等にする登記申請の際，申請書又は委任状に押印された印鑑とあらかじめ登記所に提出されている印鑑とを照合する（印影を照合する）ことにより，申請権限のある者が申請していることを担保するためである。

また，不動産登記法において，会社が申請人となる場合に，印鑑証明書を添付しなければならないときがあり，印鑑証明書の交付の前提として提出が必要となる。

(4) 印鑑の提出が要求されない場合

登記の申請書に押印すべき者であっても，以下の場合には印鑑の提出は要求されない。

①会社の支店の所在地において申請をする場合（商登法 20 条 3 項）

②合併による解散の登記を申請する場合（商登法 82 条 4 項）

印鑑の提出をしていない登記所に申請することもあるが，そもそも委任状を添付することさえ不要である。

③登記の申請書に押印をすべき者が外国人である場合（申請書又は委任状に署名をし，本国官憲の署名証明書を添付することとなる）

(5) 代表者が複数である場合

例えば，代表取締役2名がそれぞれ代表権を有する場合であっても，いずれかの代表取締役が印鑑を登記所に提出すれば足りる（登研251P. 69）。その後の登記申請においては，印鑑を提出した代表取締役が申請書又は委任状に押印すればよいからである。

もっとも，代表取締役が数人いる株式会社について，これらの代表取締役が同一の印鑑を登記所に提出することはできない（昭43. 1. 19民甲207)。

【その代表者個人の印鑑】

登記所届出印は，株式会社などの代表者として届け出ますが，「その代表者の印鑑」なのです。

(6) 代表者が外国人である場合

登記の申請書に押印すべき者が外国人の場合には，印鑑を提出する必要はなく（登研 74P. 37），申請書又は委任状にサインをし，本国官憲の署名証明書を添付することとなる（昭 48. 1. 29 民 4. 821)。

(7) 印鑑提出の方法

印鑑の提出は，当該印鑑を明らかにした書面（印鑑届書）をもってしなければならない(商登規 9 条 1 項)。印鑑届書には,印鑑を提出する者の区分に応じ,一定の書面を添付しなければならない。

例えば，会社の代表者が印鑑の提出をする場合には，当該書面に押印した印鑑につき市区町村長の作成した証明書（つまり，個人の印鑑証明書）で作成後3か月以内のものを添付しなければならない（商登規9条5項1号）。この印鑑証明書は，申請書に添付した印鑑証明書を援用することができる。

【添付書面の例】（商登規9条5項）

提出者が印鑑証明書を添付する場合	**・商号使用者** **・未成年者** **・後見人（法人を除く）** **・商人（会社を除く）** **・会社の代表者（法人を除く）**	印鑑届出書に押印した印鑑の市区町村長作成の印鑑証明書（作成後3か月以内のもの）
	会社の代表者が法人である場合におけるその職務を行うべき者（当該法人の代表者に限る）	・法人の代表者であることを証する書面 ・印鑑届出書に押印した印鑑の登記所作成の印鑑証明書（作成後3か月以内のもの）
	後見人（法人）の代表者	・法人の代表者であることを証する書面 ・印鑑届出書に押印した印鑑の登記所作成の印鑑証明書（作成後3か月以内のもの）
提出者でない者が作成した保証する書面を添付し，その書面の印鑑証明書を添付する場合	**支配人**	・商人が支配人の印鑑に相違ないことを保証した書面 ・当該書面の印鑑につき登記所作成の印鑑証明書（作成後3か月以内のもの）
	会社の代表者が法人である場合におけるその職務を行うべき者（当該法人の代表者以外の者）	・法人の代表者が当該職務を行うべき者の印鑑に相違ないことを保証した書面 ・当該書面の印鑑につき登記所作成の印鑑証明書（作成後3か月以内のもの）

※ただし，以下のいずれかの法人の代表者の資格を証する書面及び当該登記所に提出された印鑑に係る印鑑証明書については，添付する必要はない。

・印鑑を提出する登記所において登記がされている法人

・会社法人等番号を提供して印鑑を提出する法人

これらの場合，登記所で確認ができるからである。

(8) 印鑑の提出に関する知識

①会社以外の商人の支配人が印鑑を登記所に提出する場合には,印鑑届書に,当該支配人の印鑑につき市区町村長の作成した証明書（支配人個人の印鑑証明書）で作成後3か月以内のものを添付しなければならないか？

→不要である。

（理由）

商人が支配人の印鑑に相違ないことを保証した書面を添付し，その書面の印鑑（商人のもの）につき登記所作成の印鑑証明書を添付する。商人が証明しなければ，その商人の支配人であるという証明にならないからである。

②株式会社の代表取締役が交替した場合，新たな代表取締役は，当該印鑑を明らかにした書面をもって登記所に印鑑を提出しなければならないか？

→提出しなければならない（商登法20条1項前段，商登規9条1項)。このことは，新代表取締役が旧代表取締役と同一の印鑑を使用する場合でも異ならないものとされている（広島高判昭56.9.10)。

（理由）

印鑑を使用する者が替わるからである（印鑑提出者は氏名・生年月日等を届け出る必要がある)。

③代表取締役が再任された場合には，印鑑を再提出することを要するか？

→再提出することを要しない（登研279P.75)。

（理由）

印鑑を使用する者が替わらないからである。

なお，印鑑届出事項で登記されたものにつき変更の登記又は登記の更正をしたときは，登記官は，職権で印鑑に係る記録にその旨を記録しなければならない（商登規9条の2第2項)。登記申請がされるため，登記官が職権で記録しなければならないことがわかる。そして，この場合，印鑑の再提出は要しない。

「印鑑届出事項で登記されたもの」とは，例えば，株式会社の代表者の場合，以下の事項である（商登規9条1項4号)。

ⅰ　商号
ⅱ　本店
ⅲ　資格
ⅳ　氏名
ⅴ　出生年月日

ex. 株式会社が商号の変更登記を申請した場合，印鑑の再提出は必要なく，登記官が職権で印鑑届出事項である商号を変更する。

④会社の代表者が登記所に会社の支配人の印鑑を提出することはできるか？
→会社の支配人の印鑑を提出する場合，会社の代表者が支配人に代わって印鑑を提出することはできない（登研 373P.88，商登法 12 条 1 項，20 条 1 項前段参照）。支配人の印鑑提出は，支配人がする。

⑤民事再生法による管財人又は保全管理人が法人（ex. 弁護士法人）である場合には，その職務を行うべき者（ex. 担当弁護士）として指名された者は,印鑑を提出して,その印鑑の証明書の交付を請求することができるか？
→できる（商登規 9 条 5 項 5 号，平 12.3.31 民 4.802）。

2. 印鑑カード

(1) 印鑑カードの交付請求

印鑑カードとは，その所持人がそのカードで特定される印鑑を提出した者であることを証明するものであり，印鑑の証明の請求（商登規 22 条），印鑑の廃止（商登規 9 条 7 項）等の場合に用いる。

印鑑の提出をした者は，その印鑑を明らかにした上，印鑑届出事項のほか，氏名，住所，年月日及び登記所の表示を記載した書面を提出して，印鑑カードの交付を請求することができる（商登規 9 条の 4 第 1 項）。

(2) 廃止・返納・承継

印鑑カードの交付を受けた者は，印鑑届出事項のほか，氏名，住所，年月日及び登記所の表示を記載し，当該印鑑を押印した書面で，印鑑カードの廃止の届出をすることができる。この場合において,印鑑カードを提示するときには，押印を要しない（商登規 9 条の 5 第 3 項）。

そして印鑑カードの交付を受けた者が，この印鑑カードの廃止の届出をするとき，若しくは印鑑の廃止をするとき，又はその資格を喪失したときには原則として印鑑カードを返納しなければならない（商登規 9 条の 5 第 5 項）。

ただし，その資格を喪失し，又は印鑑を廃止した者に替わって新たに印鑑を提出する者は，印鑑の提出と同時に申し出ることにより，資格を喪失し，又は印鑑の廃止をした者の印鑑カードを承継して使用することができる（商登規 9 条の 4 第 3 項）。

3. 印鑑の廃止

株式会社の代表取締役がその提出に係る印鑑の廃止の届出をするときは，当該印鑑に係る印鑑カードを提示すれば，当該届出に係る書面に当該印鑑を押印することを要しない（商登規 9 条 7 項）。

印鑑カードを提示できない場合には，印鑑廃止届書には，廃止する印鑑を押印する必要がある。

印鑑カード：印鑑提出をすることにより，登記所で発行してもらえるカードのことである。これを持って登記所に行けば，印鑑証明書の交付を受けることができる。

廃止する印鑑カードの提示及び印鑑の押印のいずれも行うことができないときは，市区町村に登録した印鑑を押印し，その印鑑につき市区町村長の証明書（個人の印鑑証明書）を添付して，印鑑の廃止の届出をすることができる（平10.5.1民4.876）。

9 電子申請（オンライン申請）

1. 電子認証制度

電子申請（以下「オンライン申請」という）においては，インターネットを利用してデジタル情報をやり取りすることになる。よって，以下のことが問題となる。

①取引の相手方が本当に本人かどうか

②取引の情報が途中で書き換えられていないかどうか

そこで，このような問題に対処するため，電子認証制度が設けられている。この制度においては，従来の「署名（又は記名）押印」に代わる制度として，「電子署名」が，「印鑑証明書」に代わる制度として「電子証明書」が設けられている。

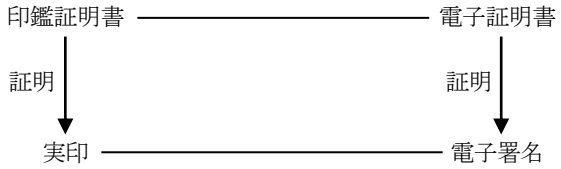

【電子証明書】

電子認証の事務を取り扱う管轄登記所に印鑑を提出した株式会社の代表取締役は，商号，本店，資格，氏名，公開かぎの値及び電子証明書の証明期間（※1）を表した電子証明書（※2）の発行を請求することができる（商登法12条の2第1項，3項，商登規33条の8第2項）。

※1 電子証明書の「証明期間」とは，電子認証登記所に対して電子証明書の有効性についての証明を請求することができる期間をいう。電子証明書の発行を申請する際に，3か月から27か月の間で選択することができる（3か月刻みで，発行手数料が変わる）。

※2 パソコンにファイルをダウンロードする形式で取得する。

2. オンライン申請の可否

手続の性質により，オンライン申請によることが認められているものと認められていないものがある。

	可否
登記申請	○（商登規 101 条 1 項 1 号）
裁判所による登記の嘱託	×
オンラインによる登記の申請と同時にする受領証（※1）の送付の請求	○（商登規 101 条 1 項 1 号）
印鑑の提出	×（※2）
印鑑証明書の交付の請求	○（商登規 101 条 1 項 2 号。※3）
電子証明書の発行の請求	×（※4）
電子証明書で証明した事項の変更の有無についての証明の請求（※5）	○（商登規 33 条の 15 第 2 項，商登法 12 条の 2 第 8 項）
審査請求	×
登記事項証明書の交付の請求	○（商登規 101 条 1 項 2 号。※6）

※1　受領証とは，登記官が登記の申請書その他の書面（商登法 19 条の 2 に規定する電磁的記録を含む）を受け取った場合において，申請人の請求があったときに交付する書面のことである（商登法 22 条，商登準則 44 条）。登記申請をした証拠となる。なお，不動産登記にも受領証がある。

※2　仮に，申請人側がスキャナー等の機器により読み取った印鑑の電磁的記録を登記所に送信したとしても，登記所の側で適切に受信し，印鑑証明書に出力するためには解像度等の関係から技術的に問題があるためである。

※3　既に印鑑を提出済みであるため，認められる。

※4　本人確認の機能で印鑑証明書に代わるべき電子証明書の重要性にかんがみ，電子証明書の発行請求をした者が本人であることを確実に担保する必要があるためである。

※5　会社代表者が電子証明書を添付して署名文書を送信した場合に，その受信者が，添付された電子証明書について，電子認証登記所に対して，その有効性についての証明を請求することができる。そして，記録された事項（会社の商号，本店，代表者の資格・氏名等）に変更が生じていれば，証明期間内であっても当該電子証明書は無効となるため，その変更の有無についての証明を求めることができる。

※6　登記は公示がその趣旨であるため認められる。

10　登記事項証明書

登記事項証明書は，手数料を納付して，何人でもその交付を請求することがで

き，利害関係人に限られるわけではない（商登法 10 条 1 項）。

登記事項証明書のうち，履歴事項証明書には，以下の 2 つの内容が記載される（商登規 30 条 1 項 2 号，1 号）。

①現在事項証明書に記載される事項

②請求日の 3 年前の日の属する年の 1 月 1 日から請求日までの間に抹消する記号を記録された登記事項及び基準日から請求日までの間に登記された事項で現に効力を有しないもの

11 登記官の審査権

1. 形式的審査主義

登記官は，登記申請書，添付書面及び登記記録以外の書面を審査の対象とすることができない。これらの書面から実体上の手続が適正か否かを判断するのみで，原則として法令で定める添付書面以外のものの提示を求めたり，申請人を調査したりすることは認められない（登研 305P. 39）。

2. 実質的審査主義

商登法２３条の２（登記官による本人確認）

1　登記官は，登記の申請があつた場合において，申請人となるべき者以外の者が申請していると疑うに足りる相当な理由があると認めるときは，次条の規定により当該申請を却下すべき場合を除き，申請人又はその代表者若しくは代理人に対し，出頭を求め，質問をし，又は文書の提示その他必要な情報の提供を求める方法により，当該申請人の申請の権限の有無を調査しなければならない。

登記官は，登記の申請があった場合において，申請人となるべき者以外の者が申請していると疑うに足りる相当な理由があると認めるときは，当該申請を却下すべき場合を除き，申請人等に対し，出頭を求め，質問をし，又は文書の提示その他必要な情報の提供を求める方法により，当該申請人の申請の権限の有無を調査しなければならない（商登法 23 条の 2 第 1 項）。

具体的には，以下のような場合に，「相当な理由がある」と認められる（商登準則 47 条 1 項）。

①捜査機関その他の官庁又は公署から，不正事件が発生するおそれがある旨の通報があったとき。

②申請人となるべき者本人からの申請人となるべき者に成りすました者が申請をしている旨又はそのおそれがある旨の申出（以下「不正登記防止申出」という。）に基づき，第49条第6項の措置を執った場合において，当該不正登記防止申出に係る登記の申請があったとき（当該不正登記防止申出の日から三月以内に申請があった場合に限る）。

③同一の申請人に係る他の不正事件が発覚しているとき。

④上記①～③に掲げる場合のほか，登記官が職務上知り得た事実により，申請人となるべき者に成りすました者が申請していることを疑うに足りる客観的かつ合理的な理由があると認められるとき。

なお，登記官が本人確認の調査のために申請人等の出頭を求めた場合において，申請人等から遠隔の地に居住していること又は申請人の勤務の都合等を理由に他の登記所に出頭したい旨の申出があり，その理由が相当と認められるときは，登記官は，当該他の登記所の登記官に本人確認の調査を嘱託することができる（商登法 23 条の 2 第 2 項，商登準則 48 条 1 項）。

12 申請による登記の更正，抹消

（設例）

株式会社A商事の代表取締役は甲野B助であるところ，登記記録には甲野B介と記載されている。A商事が，この誤りを訂正する更正登記を申請する場合，どのような添付書面を提出すべきか？

商登法１３２条（更正）

１　登記に錯誤又は遺漏があるときは，当事者は，その登記の更正を申請することができる。

２　更正の申請書には，錯誤又は遺漏があることを証する書面を添付しなければならない。ただし，氏，名又は住所の更正については，この限りでない。

商登法１３４条（抹消の申請）

１　登記が次の各号のいずれかに該当するときは，当事者は，その登記の抹消を申請することができる。

一　第 24 条第 1 号から第３号まで又は第５号に掲げる事由があること。

二　登記された事項につき無効の原因があること。ただし，訴えをもつてのみその無効を主張することができる場合を除く。

２　第 132 条第２項の規定は，前項第２号の場合に準用する。

1. 登記の更正・抹消

更正登記・抹消登記は，以下の場合に，以下の書面を添付してすることができる。

登記の種類	当該登記の申請をなす場合	添付書面
登記の更正	錯誤又は遺漏があるとき（商登法 132 条 1 項）	錯誤又は遺漏があることを証する書面（商登法 132 条 2 項本文）（※2）

登記の種類	当該登記の申請をなす場合	添付書面
登記の抹消	申請に係る当事者の営業所の所在地が当該申請を受けた登記所の管轄に属しないとき（商登法 134 条 1 項 1 号，24 条 1 号）	
	申請が登記すべき事項以外の事項の登記を目的とするとき（商登法 134 条 1 項 1 号，24 条 2 号）	
	申請に係る登記がその登記所において既に登記されているとき（商登法 134 条 1 項 1 号，24 条 3 号）	
	登記官が 2 以上の登記の申請書を同時に受け取った場合又は 2 以上の登記の申請書について，これを受け取った時の前後が明らかでない場合で，当該申請に係る登記をすることにより他の申請書に係る登記をすることができなくなるとき（商登法 134 条 1 項 1 号，24 条 5 号，21 条 3 項）	
	登記された事項につき無効の原因があるとき（商登法 134 条 1 項 2 号）（※1） ex. 取締役会の決議方法に瑕疵がある場合	無効の原因があることを証する書面（※2） ex. 申請人（代表者等）及び添付書面の作成者が，無効原因がある旨を記載した書面

※1 訴えをもってのみその無効を主張することができる場合を除く（商登法 134 条 1 項 2 号ただし書）。

ex1. 設立の無効（会社法 828 条 1 項 1 号）

ex2. 吸収合併の無効（会社法 828 条 1 項 7 号）

※2 登記の申請書又は添付書面により明らかであるときは不要である（商登規 98 条，100 条 3 項）。

ex. 登記官の錯誤による支店設置の登記の抹消を申請する場合。なお，この場合には，抹消の申請書にその旨を記載しなければならない（商登規100条3項，98条）。

また，氏，名又は住所の更正の場合も不要である（商登法 132 条 2 項ただし書）。

2. 登記申請の可否

(1) 募集株式の発行等

①募集株式の発行による変更の登記において資本金の額を誤って少なく登記した場合に，当該登記を是正するのに，更正の登記によることはできるか？

→できない（平19.12.3民商2583）。

（理由）

不当に登録免許税が安くなる場合があるからである。よって，抹消登記及び変更登記によるべきものとされている（平19.12.3民商2584)。

②募集株式の発行による変更の登記において資本金の額を誤って多く登記した場合に，当該登記後に更に資本金の額の変更の登記がされていないときは，債権者の異議手続をしたことを証する書面を添付することなく，資本金の額の更正の登記を申請することができるか？

→できる。

（理由）

当該更正登記の申請書には，申請書及び添付書面が錯誤により作成されたことを証する会社代表者の上申書及び錯誤により作成された書面に代え新たに作成された添付書面が添付されていれば，資本金の額の減少が行われたわけではないことが明らかであるため，会社法449条の規定に基づく債権者保護手続をする必要はない（平19.12.3民商2586）。

また，資本金の額を減額する更正の登記であるため，不当に登録免許税が安くなるおそれはない。

③新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定し，裁判所書記官がその登記を嘱託する場合（会社法937条1項1号ロ)，登記官は，当該新株の発行によりされた発行済株式の総数（並びに種類及び数）の登記に抹消する記号を記録し，変更前の登記事項を回復するが（商登規70条前段，66条1項)，資本金の額についても，嘱託に基づき，資本金の額の変更の登記が抹消されるか？

→抹消されない。

（理由）

資本金の額は，新株発行の無効判決が確定しても，新株発行前の状態に復するものではなく（会社計算規25条2項1号)，資本金の額の変更の登記が抹消されることはない（商登規70条後段)。

(2) 役員等

①取締役の辞任による変更の登記が当該取締役の意思表示の錯誤により無効で